



第 11 号

● 2007 年 11 月発行

◆ 編集・発行所

埼玉西部 土と水と空気をまもる会

発行人；事務局代表・前田 俊宣

〒 359-0041 埼玉県所沢市中新井 5-1-3-201

TEL:04-2943-0295

E-mail HZE03164@nifty.ne.jp

URL <http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>

郵便振替 00530-0-40224 「埼玉西部 土と水と空気をまもる会」

「普通の生活がしたい…窓を開けて風を通し、晴れた日には外に洗濯物を干し、子どもと外で遊びたい…」

クリーンサービス (CS) 裁判報告

被告弁護人の尋問は「原告は悪い友人にそそのかされて裁判を起こした」路線!!

前田妙子

9月27日(木) 1時30分から4時30分までCS裁判の証人尋問が行われました。

原告側は前田勇太郎さん、裕子さんご夫妻 被告CS側は会社代表佐藤氏3人の証人が「宣誓」をして尋問が始まりました。

勇太郎さんへの尋問は近藤弁護士さんが行いました。

勇太郎さんの経歴や資格の確認後、サンルームを設置した理由、CSが操業を始めてからの被害の実態をひとつひとつ明らかにしていきました。

普段から窓を閉め切って生活せざるを得ない状況やそのため量がふくれてカビ

も発生してしまうこと、粉塵と騒音の現状や過去に行っていた焼却のひどさからH11年に破砕の同意をもとめられたが、信用できないので同意しなかったこと。

環境調査で鉛、ホルムアルデヒドが高く出たことについては、「ショックです。」特にお子さんの将来を心配しての発言がありました。

次にCSがくりかえした火災について、13年12月末の火災の時は20台くらい消防車が来た。自分の家もだめになると思ったがCSは謝罪に来ていない。18年9月の火災はたまたま私のところに来ていた友人が発見した。3回目だったのであきれた。

重機による騒音に日常的に苦しめられているために、外出時などにも大きい音に反応してしまい、体に力を入れてしまう。ストレスが高いし、食欲もなくなる。

粉塵の飛来はほぼ毎日で、結膜炎、喘息、蕁麻疹の症状がある。

裁判を起こした動機を問われて、「普通の生活がしたい。窓を開けて風を通し、

晴れた日には外に洗濯物を干し、子どもと外で遊びたい。」と答えました。

続いて、被告側弁護士 森川氏の反対尋問がありました。

この森川氏は公害調停時代からのおなじみの方ですが、前回から被告側弁護士に加わった高橋氏も尋問内容があまりに身勝手というか、非常識というか、魂胆丸見えというか…「被害を受けているなら何々するはず」という発言を頻発し、「勝手に決め込むな。」と思いました。

騒音に関して、狭山市に騒音測定を依頼する以前に測定しなかったのはなぜか、とか、勇太郎さん方で使用している芝刈り機や県道102号のトラックの音がうるさいのでは、とか、飼っている犬の鳴き声は、などCSの操業と騒音が無関係であるかのような質問が続きました。勇太郎さんは落ち着いて応答していましたが、「なぜ防音装置をつけないのか」という質問の時だけは少し声を大きくして「それは自分のところでつけるものなのか。窓を閉め切って生活しろということか。私の望みは普通の生活がしたいということです。防音装置は根本的な解決にはならない。」と述べ、森川氏の尋問を終わらせました。

次は裕子さんへの尋問を猪俣弁護士さんが行いました。

裕子さんは洗濯物を干すことや布団干しなど日常的な行動について発言しました。

洗濯物は2階のサンルームに干す、CSが来てから布団は干したことが無い、そのスペースがサンルームにはないから。でも、耐え切れなくて1回だけ布団を外に干したことがある。布団をよくたたいて入れたが、家族3人ともチクチクして夜眠れなかった。以来干していない。毎日7時頃洗濯物を干すが震動がして心臓がどきどきする。

「裁判所に聞いてほしいことは何か」と問われて、「閉め切った生活は普通ではない。布団や洗濯物が干せる当たり前の生活がしたい。」と答えました。

森川氏反対尋問

「体の変調を治したいという件が出ていない」「診断書を出さないのは被害がないからでは」塩見先生に書いてもらった低周波音の被害の意見書に触れ「高い費用を払って書いてもらったなら騒音、震動についても意見書を書いてもらおうと思うはず。」などと失礼な発言でした。「高い費用」を繰り返したことには釜井弁護士さんから一言ありました。

高橋氏反対尋問

「犬の鳴き声でお宅は近隣に迷惑をかけているのでは」

裕子さん、きっぱり「近所から苦情はありません。」

最後に裁判長が「今も通院されているのか」と「H13年当時と今、良くなったと感ずることがあるか。状態の変化はあるか」と聞きました。

裕子さんは「5年くらい前、慢性結膜炎で通院していたが、今は行ってない。目がかゆかったり、しばしば感はあるが慣れてしまったようだ。」また「良くなったことはない。今も変わりはないと思う。」と答えました。

いつもの裁判期日と異なり、この日は3時間あまりの長丁場でした。傍聴席にいる私たちも少し疲れてきました。いよいよ最後のひとり、CSの代表者佐藤氏への証人尋問が始まりました。

高橋…H5年当時、原告の前田さんとの関係は？

佐藤…関係は良かったと思う。盆暮れのあいさつをしていた。悪くなったのはH11年頃

高橋…何かその頃あったのか？

佐藤…環境問題に関心のある北浦さん、湯澤さんと原告がつき合うようになって関係が悪くなった。

高橋…クレームや抗議に来るのは原告ひとりか、支援者と一緒か

佐藤…いつも一緒。支援者だけで来ることはない。

高橋…本日傍聴に来ているか

佐藤…北浦さんが後ろにいますね。

高橋…13年当時使っていた重機は何台か

佐藤…6, 7台

高橋…現在は

佐藤…1台増車。フォークリフトです。

高橋…騒音は減っているか

佐藤…はい

高橋…クレームは

佐藤…ある。狭山市や県の西部環境を通じて

高橋…原告が飼っている犬の鳴き声はどうか

佐藤…何十頭もの鳴き声だからものすごい。

高橋…この裁判が始まってから防音壁を設置したが費用はいくらか

佐藤…3000万円。高速道に設置してあるものと同じようなもの

高橋…騒音測定で70ホン出たことがあるか

佐藤…突発的にはある。70が続くことはない。

高橋…原告に防音壁の設置を申し入れたか

佐藤…13年西部環境を通してもういいれたが、断られた。目隠しされて、中が見えなくなるからと。

高橋…防音設備について、原告が要求すれば費用は払うか

佐藤…はい

高橋…火災の原因は何か

佐藤…持ち込まれたごみの中に赤燐という化学反応を起こすものがあった。

高橋…セコムが知らせたのか

佐藤…はい 業者はわかっている。違反物資は撤去してもらう。

高橋…廃棄物の大きさの違いは

佐藤…荒い部分は下ろすところ、中くらののは作業員が分ける。細かいのは残渣です。

破碎したわけではないです。

森川…2004年9月写真撮影のために場内に人を入れたか

佐藤…記憶にない。

森川…シャッターがしまっているが

佐藤…休みの日は閉めている。

被告弁護人の尋問は「原告は悪い友人にそそのかされて裁判を起こした」路線で進められたようです。何のために傍聴席を振り返って「後ろの方にいます」とまで言わせたのでしょうか。

次に小林弁護士さんの反対尋問が行われました。そこで明らかになったことがたくさんありました。隠しておきたかったであろうことも視点の違う尋問の中で見えてしまった感がありました。

CS側で提出した騒音測定について、使用した機器は市販の測定器で、正式認定証があるか不明。測定したのはCSの従業員で測定については素人。測定方法が正しいかどうかわからない。専門家に依頼する気はなかった。

佐藤氏が陳述書で書いている暗騒音について、暗騒音とはどんなものか、くわしくは知らない。

火災の原因について、H11年の火災は消石灰が原因 H13年 18年の火災は原因不明。警備会社と契約してセンサーを設置し監視している。H11年以降につけた。13年の火災は火が出た所にセンサーがなかった。18年の火災はセンサーが作動する程の火災ではなかつ

た。(では、赤燐云々のは?この疑問は釜井弁護士さんが質問し、何と今年のこと、1, 2ヶ月前に4度目の火災を起こしていたことが明らかになりました。)

その他(メモできた件のみ)

スプリンクラーはない。ポンプで散水している。晴れの日には1日10回くらい。粉塵やほこりっぽい臭いはさほどない。アスベストは見た目ではわからないから、排出業者の義務で入れないことを守ってもらう。白い色のものはケイカルだ。(石膏ボードではない。と)細かいものはうちで破碎したのではない、廃棄物だから細かいものもある。廃棄物の上に重機が乗っているのはたまたまだ。(「うそは言わない」と宣誓した上での尋問ですが。。)

3時間にわたる長時間の尋問でした。勇太郎さん、裕子さん。弁護士さんたち。傍聴のみなさん。本当にご苦労様でした。

石坂産業裁判報告

安全でおいしい野菜を安心して消費者に買ってもらいたい

2007年9月12日には、石坂産業新規拡張許可取消訴訟(第3次訴訟)の第2回期日がさいたま地裁にてあり、原告の石坂直近の農家の関谷さんの陳述がなされました。

陳述の内容は以下の通りです。

1. 私は、両親と妻と息子2人の6人家族です。私の家は、石坂産業の施設から200mの場所に位置し、その間には私の家の茶畑と屋敷林があります。
2. 我が家は、私で8代続いている専業農家です。家族全員で農業に従事し、長男は高校を卒業後、我が家の後継

者として働いています。私たちは、江戸時代から200年にわたり、畑を耕し、平地林の手入れをして、恵まれた環境と豊かな自然の中で家業を営んできました。この地域では、多くの農家が屋敷の裏に平地林を持ち、冬になると落ち葉を掃いて堆肥にする循環型の有機農業が中心です。一軒の持つ耕地も広く、東京近郊の有数の農業地帯として良質の里芋やほうれん草や独活などを出荷しています。

3. 美しかった環境が豹変したのは、地域の農家が相続税を納めるために売った平地林に、産業廃棄物業者が入り込んできた1990年頃のことでした。家のすぐ北の雑木林で石坂産業が操業を始めて、我が家の生活環境は、激変しました。最初はコンボで深い穴を掘り、そこに家屋を解体した廃棄物を分別もせず何もかも一緒くたに投げ込んで、昼夜を問わず野焼きを続けたのです。今も施設の下には当時の灰が大量に埋まっているはずですが。そのうちに、同じような業者が次々と集まってきて林の中で野焼きを始め、我が家は、北風が吹くと黒い煙とビニールの焦げる吐き気のするような悪臭に包まれました。灰が降ってきて、洗濯物はすすけて黒ずみ、家族は、頭痛や結膜炎や気管支炎に悩まされました。そして、それが所沢のダイオキシン問題に発展していきました。

4. 当時、マスコミで所沢のほうれん草がダイオキシンに汚染されていると騒がれ、農家は、たいへん大きな風評被害を受けました。なぜ、罪のない農家が、毎日毎日煙や悪臭に苦しめられ、その上、一生懸命作った野菜が売れなくなるのか、と激しい怒りをどこにぶつけなければいいのかわかりませんでした。しかし、行政にいくら何とかしてくれと陳情しても事態は悪くなるばかりでし

た。あまりの環境の悪さに「下富の環境を守る会」を作った私の父のところには、口封じのためか、石坂産業の従業員が現金を包んでやってきたりしました。

その後、私たちは、農家の有志を集めて石坂産業を民事裁判で訴え、また、この行政訴訟にも参加することにしました。そしてその結果、石坂産業は焼却を止めました。

5. ところが、埼玉県は、焼却を止めた引き換えのように、石坂産業に数々の許可を下ろし始めました。施設は驚くほど大幅に拡大し、隣接している私たち農家には何の説明もないまま、操業が始まってしまいました。「150 m以内に居住する住民がいない。」というのが、その理由でした。確かに、うちや隣の農家の家屋は、石坂産業の施設から200 m離れています。しかし施設の前の道を挟んで向かい側にあるのは、我が家の茶畑であり、屋敷林なのです。私たちは石坂産業の向かいに住んでいるのです。いったい、このような理由があるのでしょうか？

6. その上、大規模な施設の拡張計画が許可されてしまいました。一日千トンを超える処理量は、もちろんゴミの種類は違いますが、今の所沢市全体から出るゴミよりはるかに多いものです。最初は、何も知らされずにいた下富の住民でしたが、これを知って私の家族は、拡張反対の署名を集めて回りました。しかし、軒並みの住民の反対をまったく無視して、許可は下ろされてしまいました。大量の破碎の際には、鉛などの重金属を含んだ煤塵が飛散することがあるといいます。プラスチックの溶融や圧縮のときには有害な化学物質が発生するともいいます。また、アスベストの危険があるかもしれません。長年にわたり、埼玉県の掲げてきた、こ

の地域の豊かな雑木林や循環農業を守るはずの「くぬぎ山再生事業」とはいったい何なのでしょう。現実の住民の気持ちや不安を無視した埼玉県のやり方に、私はまったく納得できません。

7. 最近、雑木林だけでなく、私たちの農地の中のほうまで土地を買い求め、畑の中に高い塀を立て、塀の中でとても深い穴を掘っていました。石坂産業の車や社員が出入りしているので、石坂産業のものだと思っていましたが、石坂産業の「関連会社」の製品ヤードということです。こうして農地までが荒らされていくのがとても不安です。

8. 今、石坂の敷地の周りには20箇所以上も「花木園」という閉鎖された場所があり、周辺環境に配慮した緩衝地帯だと言っています。でも、もともとの雑木林を買い取って伐採し、チップやガラを敷き詰めているだけで、そこにツツジなどの花を植えて何かをカモフラージュしているように見えます。ヘリポートなどもあるようです。また、去年から7月になるとホテル鑑賞会を開いて、周辺住民を招待するのですが、当たり前ですがホテルが生息できるような場所ではありませんし、気味が悪いので下富の住民は殆ど参加しません。今は、高い塀をめぐらし、ISO取得の大きな宣伝広告の看板を立てていますが、私は信用することが出来ません。これまで敷地の中で巨大な深い穴を掘っていたこと。異常なほど立派な施設を誇示しながら、つい最近まで台貫（廃棄物受け入れのときにトラックの重量を計るはかり）を設置せず、何年も目分量でゴミを受け入れていたことなど、石坂産業を疑いたくなることばかりです。

9. ここ数年、私の家の近所で若い人が何人も病気で急に亡くなっています。ま

た、癌になっている人もいます。どの家も石坂産業の施設の南側にあり、この地域の中では最も石坂産業に近いのです。そして私の家は、ちょうどその真中あたりに位置しています。もちろん、因果関係はわかりません。しかしここは、一年を通して北風が多い地域で、風がいつも石坂産業の施設のほうから私たちの家や畑に向かって吹いているのです。

10. 石坂産業のそばには、私の家のお茶畑があります。毎年3月末の刈り込みから5月の1番茶、そして夏の終わりにかけて、家族で様々な作業をします。畑ではお茶の葉が汚くなっているところがありますが、石坂産業がなかったころには、お茶の葉がこのようにひどく汚れることはありませんでした。施設からの粉塵や道路を走る大型トラックの排ガスの影響と思います。石坂産業へ出入りする大型トラックの数も以前にも増して、増えています。廃棄物の圧縮や破碎の際に出る化学物質や粉塵に含まれる重金属やアスベストなど、眼に見えない汚染の危険を考えると、私たち家族の健康や農作物への影響など本当に心配です。

11. 私の家では、安全で安心な農産物を作るために、有機低農薬栽培をしています。生産した野菜は、契約店や直売所で販売していますが、消費者のなかには、我が家の環境を知ったときに買い控える人もいます。食に対する不安から、野菜を買わない消費者を間違っているとはいいません。では、私はどうすればいいのでしょうか。今の環境で農業をしている私がいけないのでしょうか。私は、安全でおいしい野菜を安心して消費者に買ってもらいたいと思います。そのためには、石坂産業のような大規模な産廃処理を畑の前でやって欲しくないのです。

ダイオキシン 国際NGOフォーラム in 東京 2007 の報告

実行委員会委員：山田久美子

去る9月1日と2日、『ダイオキシン国際NGOフォーラム in 東京 2007』（主催：同実行委員会、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議）が開催され、両日とも200人近い参加者があり、成功裏に終わりました。

テーマは1日目が「環境ホルモン問題から見たダイオキシン被害の実情～ベトナム・台湾・日本」で、枯葉剤や油症の被害者と研究者、支援NGOの発表が行なわれました。また2日目には「環境ホルモン問題からみたダイオキシン研究・対策の今」と題して、主に食品汚染とプラント残渣の深刻な汚染について宮田秀明先生に、またイタリアのセベソ事故後の被害者の健康について地道な調査研究を進めているパオロ・モカレッリ氏などに、最新の研究結果に基づいて講演をいただきました。

総じて、ダイオキシン類問題は未だ終わっておらず、様々な形で市民の生活と健康を脅かしていることが、本フォーラムによって明確になったように感じます。なお、守る会の皆様には、協賛団体としてのご協力に心からお礼を申し上げます。

金龍土木工業の操業許可取消

JR新座駅の西500m位の所にある(株)金龍土木工業は新座市ではただ一社、産業廃棄物の焼却を続けていました。周辺住民たちは焼却停止や環境保全を求めて交渉を行い「次回更新では焼却は考えていない。重機破碎による減溶はしない。アスベストは受け入れない。

雨水等の対策は取る。」など「環境保全協定」の締結を含め、前向きな回答を引き出しました。

しかし、(株)金龍土木工業が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」で起訴されていることが判明し、協議は中断していました。

<被 告>

平成17年度 ろ 第8号

(株)金龍土木工業(社長:金井 学)

平成17年度 ろ 第9号

金井吉雄 こと 金 龍煥(前社長)

平成17年度 ろ 第10号

松岡友会 こと 朴 友会(現場責任者)

<裁判の経過>

2004. 12. 28

さいたま簡易裁判所に起訴

2006. 9. 25

さいたま簡易裁判所、判決

被告人3者はそれぞれ罰金50万円を支払え。

金・朴が罰金を払えない場合には5000円×日数分の労役(100日)。

訴訟費用は被告が支払う。

2006. 10. 5

金龍 東京高等裁判所に控訴

2007. 1. 17

東京高等裁判所、控訴棄却

2007. 1. 29

金龍 最高裁判所に上告

2007. 4. 3

最高裁判所、上告棄却

廃棄物処理法改正前14条第10項違反(再委託禁止)で有罪確定

2007. 8. 9

埼玉県(株)金龍土木工業の許可取消

産業廃棄物収集運搬業・処分業・産業廃棄物処理施設設置許可、全て取り消し。理由は、さいたま簡裁の事件が、平成19年4月3日付け、廃棄物処理法改正前14条第

10項違反(再委託禁止)が確定したため。

これで、金龍は操業することはできなくなりました。ただし、次のような問題は残っており、継続して監視などを行う必要があると思います。

* この場所で他の業者が中間処理業を行う可能性はすくないものの、別の収集運搬業社、または名前と人を変えた金龍のダミー会社が積み替え保管をする可能性は高いし、ゴミ山を作る可能性もある。

* 炉を撤去するときのダイオキシンの飛散、敷地内や周辺土壌の汚染の除去等。

彩の国資源循環工場からダイオキシンや鉛の流出

埼玉県寄居町の97.7haの敷地に最終処分場と、9つの処理施設が並ぶ埼玉県自慢の「彩の国循環工場」があります。最終処分場には県内ほとんどの市町村からの一般廃棄物の主に焼却灰が搬入され、循環工場には産業廃棄物が搬入されています。しかし、絶対安全と言われていたこれらの施設からダイオキシンや鉛の流出、水素イオン濃度超過などの事故が発生しています。

更に、40.4ha拡張する第二期事業が今年度中に循環工場の募集要綱作成のスケジュールで進められています。地元は県や町と環境協議会を作って環境協定を結んでおり、事業に反対するような姿勢は全くありません。寄居町・小川町を中心とする「彩の国資源循環工場第II期事業を考える会」では県内各地の環境団体と共に問題点を洗い出し、差止め裁判や行政不服審査請求を視野に入れながら活動していますが、対象が県の施設だけに大変苦しい状況です。

<主な問題点>

- *ゴミは地区内処理が原則だが、県営の大量最終処分場があると市町村でのごみ減量がおろそかになる。
- *県外からの産業廃棄物の流入が増加する。
- *廃棄物埋立てと中間処理施設が一極に集中すると、これまでも事故が起きているように環境汚染の危険性が高まり、周辺環境・住民の安全が脅かされる。
- *地元と結んだ運営協定書が守られていない。
- *地権者から土地購入時の埼玉県側の土地利用方法を断わりもなく変えてしまった。
- *排ガスの自動計測、インターネットによる常時モニターシステムが導入されていないなど当初の約束が守られていない。
- *環境アセスメントが不十分。
- *市民団体独自環境測定（松葉による測定）ではダイオキシン値・重金属類ともに年々増えており、周辺住宅から悪臭（有害化学物質の恐れ）も観測されている。

所沢市でも第二一般廃棄物処分場の問題では最終候補に残った5ヶ所でそれぞれ反対の声が上がっているように「ゴミは地区内処理が原則」と言っても総論賛成、各論反対になってしまいます。所沢市の問題を県全体の問題ともつなげて考えていく必要があると思います。

やっぱりくぬぎ山キャンプ

湯澤安治

9/15(土)～16(日)恒例のパトロールを兼ねたキャンプをしました。ひどい煙と悪臭で問題があったJR新座駅の近くの「金龍土木」は今回操業停止、廃業。確かにもう操業をしていないようでした。嬉しい話題です。

所沢の「新明」は、敷地内に鉄板がしかかれています。あの鉄板を売れば…と考えたりしました。

今回のキャンプは、畑を貸して下さっている金子さんの林でやらせていただきました。石坂ビルのでっぺんで赤外線監視カメラが動くし、という石坂特別体制の中、弁護団の猪股さん・小林さん・佐竹さん・釜井さんをはじめ、たくさんの人が参加しての監視キャンプになりました。

朝はくぬぎ山を人めぐり。くぬぎ山の奥では、塩化ビニールの水道管を専門に破碎する会社が営業中。石坂産業は周辺に敷地を広げていました。敷地内の改造工事中でした。

やはりキャンプは、いい。想像するより実際そこで空気・音・臭い・動きを総ての五感で実感すること。それができるのが、このキャンプです。やっぱり原点だなあと感じました。

今後の裁判日程

多くの皆様の傍聴のご参加をお願いします！

★石坂産業裁判

第3次訴訟第3回期日

11月14日(水) 10:30～

於：さいたま地裁 105 法廷

第2次訴訟控訴審 弁論準備期日

12月 日 ～

於：東京高裁 16 階第15民事部

★クリーンサービス裁判

弁論準備期日

11月15日(木) 16:00～

於：さいたま地裁川越支部

★新明裁判

最高裁上告中

■12月16日(日)恒例のクリスマスバザーを予定しています。みなさまのご参加をお待ちしています。